

宇治市

家庭向け自立型再生可能エネルギー
導入事業費補助金

Q&A

令和4年(2022年)4月1日

目次

1 対象設備について

- Q. 1-1 「住宅用」の蓄電設備とはどういうものですか？
- Q. 1-2 一人で複数の設備を設置したときは、すべて補助金の対象になりますか？
- Q. 1-3 建売住宅を購入した場合も、補助金の対象になりますか？
- Q. 1-4 「対象設備の性能がわかる仕様書」とは、具体的にどんなものですか？
- Q. 1-5 太陽光発電設備の保証の要件について、詳しく教えてください。
- Q. 1-6 蓄電設備の保証の要件について、詳しく教えてください。
- Q. 1-7 太陽光発電の出力保証とはなんですか？
- Q. 1-8 メーカーではなく、販売店が保証することになっていますが、対象になりますか？
- Q. 1-9 中古品は補助金の対象になりますか？
- Q. 1-10 「一般に市販されているものに限る」とありますが、補助金の対象にならないのはどのような場合ですか？
- Q. 1-11 「メーカー等によって設置後のメンテナンス体制が用意されていること」とありますが、具体的に教えてください。
- Q. 1-12 知り合いに譲ってもらったものや、相続したものは補助金の対象になりますか？
- Q. 1-13 今まで設置していた古い設備を取り外して新しいものに交換したいのですが、補助金の対象になりますか？
- Q. 1-14 今まで設置していた設備が古くなったので、取り外して修理し、再設置しなおした場合は、補助金の対象になりますか？
- Q. 1-15 設備が前から設置されていたモデルハウスを新古住宅として購入した場合は、補助金の対象になりますか？
- Q. 1-16 共同購入した設備は補助金の対象になりますか？
- Q. 1-17 所有権留保契約のローンで購入した設備は、補助金の対象になりますか？
- Q. 1-18 エネファームは補助金の対象になりますか？

2 住居について

- Q. 2-1 「戸建専用住宅」とはどんなものですか？
- Q. 2-2 集合住宅に住んでいるのですが、所有者は自分で、居住者は全員親族です。この場合は、集合住宅ではなく「戸建専用住宅」になりますか？
- Q. 2-3 同一敷地内に複数の住居があるのですが、それぞれに設備を設置した場合、補助金の対象になりますか？
- Q. 2-4 同じ住居に二世帯が住んでいる場合も、補助金の対象になりますか？
- Q. 2-5 同じ住居に二世帯が住んでいる場合で、それぞれの世帯が別に設備を設置した場合、両方とも補助金の対象になりますか？
- Q. 2-6 集合住宅に住んでいるのですが、家主からの許可を得て設備を設置した場合は、補助金の対象になりますか？
- Q. 2-7 住居の名義は父親になっているのですが、実際に住んでいて設備を設置するのは私です。この場合は、私が申請しても補助金の対象になりますか？
- Q. 2-8 住居の名義は父親になっているのですが、今後相続して私のものになる予定です。この場合は、私が申請しても補助金の対象になりますか？
- Q. 2-9 住居の名義を家族とわけあっています。この場合は、誰の名前で申請したらよいですか？
- Q. 2-10 土地の名義を家族とわけあっています。この場合はどうしたらよいですか？
- Q. 2-11 今は住んでいないのですが、近い将来住むために設備付きの新居を新築しました。この場合は、対象になりますか？
- Q. 2-12 別荘として利用する住居に設備を設置したのですが、補助金の対象になりますか？
- Q. 2-13 土地の名義は先祖の名前になったままですが、すでに逝去していて、承諾書が書けません。所有権の移転にはお金も時間もかかるのですが、どうすればよいですか？
- Q. 2-14 どうして、土地は承諾があれば他人名義でも補助金の対象になるのに、住宅はならないのですか？

3 同時設置について

- Q. 3-1 太陽光発電設備のみ設置した場合、太陽光発電設備の補助金だけ申請できますか？
- Q. 3-2 既に設置済の設備も補助金の対象になりますか？
- Q. 3-3 太陽光発電設備と、蓄電設備を別々に注文して設置しましたが、対象になりますか？
- Q. 3-4 太陽光発電設備は令和5年(2023年)3月17日までに設置しましたが、蓄電設備の入荷に時間がかかったため、蓄電設備の設置は令和5年(2023年)3月18日以降になってしまいました。この場合は、対象になりますか？
- Q. 3-5 どうして、両方の設備を設置しないと補助金の対象にならないのですか？
- Q. 3-6 既に太陽光パネルを設置している住居に、パネルを増設した場合も対象になりますか？

4 設置方法・工事について

- Q. 4-1 太陽光パネルを屋根以外に設置しても、補助金の対象になりますか？
- Q. 4-2 自宅の隣に駐車場があるのですが、駐車場のひさしに太陽光パネルを設置しても、補助金の対象になりますか？
- Q. 4-3 「他人の土地に越境した場合は、承認を得なければいけない」とありますが、隣の家に親が住んでいて、その土地に一部越境しています。この場合も承認を得なければいけませんか？
- Q. 4-4 天候不順で工事が伸びてしまい、工事の完了が令和5年(2023年)3月18日以降になってしまったのですが、補助金は交付されますか？

- Q. 4-5 令和5年(2023年)3月17日までに工事が完了して住居の引き渡しを受けたのですが、完了検査に時間がかかり、終了報告を出すのが令和5年(2023年)3月18日以降になってしまったのですが、補助金は交付されますか？
- Q. 4-6 発電・充電した電気を売電する予定はないのですが、補助金の対象になりますか？
- Q. 4-7 蓄電設備を設置すると、ダブル発電になって売電価格が下がるといわれましたが、それでも補助金の対象になりますか？
- Q. 4-8 事業の開始前に申請とありますが、「事業の開始」とは具体的に何を指しますか？
- Q. 4-9 令和5年(2023年)3月17日までに事業を終了とありますが、「事業の終了」とは具体的に何を指しますか？

5 補助金の必要経費について

- Q. 5-1 必要経費の中に、消費税は含まれますか？
- Q. 5-2 設備の付属品は、必要経費に含まれますか？
- Q. 5-3 別売で購入した付属品は、必要経費に含まれますか？
- Q. 5-4 太陽光パネルを屋根に設置すると、耐震補強が必要になるといわれましたが、耐震補強費用も必要経費に含まれますか？
- Q. 5-5 当初の見積もりよりも必要経費が多くなってしまった場合は、補助金の交付額は増えますか？
- Q. 5-6 一度設置した設備の場所を移し替えないといけないのですが、移設にかかる費用は必要経費に含まれますか？
- Q. 5-7 長期保証特約を結ばないと、保証期間が足りなくて補助金を受けられません。この場合は、別途保証料などの費用も必要経費に含まれますか？
- Q. 5-8 ローンの金利や手数料は必要経費に含まれますか？
- Q. 5-9 領収書の発行手数料や印紙代は必要経費に含まれますか？
- Q. 5-10 購入費や工事費以外に、相続税などの設備の取得費用は必要経費に含まれますか？
- Q. 5-11 必要経費のわかる明細書がないのですが、どうすればいいですか？
- Q. 5-12 必要経費の支払い方法について、制限はありますか？

6 申請手順・提出書類・審査について

- Q. 6-1 平日忙しくて市役所に行けません。郵送などでも申請できますか？
- Q. 6-2 代理人が申請手続きをすることはできますか？ その場合は委任状などは必要ですか？
- Q. 6-3 提出書類の「蓄電設備が太陽光発電設備と接続していることがわかる書類及び対象設備の設置状態を示す写真」はどのようなものを用意すればいいですか？
- Q. 6-4 提出書類の「承諾書」とはどのようなものを用意すればいいですか？
- Q. 6-5 提出書類の「事業計画書」はどのようなものを用意すればいいですか？
- Q. 6-6 提出書類の「電力受給契約をしている場合は、その内容がわかる書類」はどのようなものを用意すればいいですか？
- Q. 6-7 ローン契約をしていますが、私の名前で領収書が発行されません。どうすればよいですか？
- Q. 6-8 現地確認するとありますが、家の中まで入って来て見られるのですか？
- Q. 6-9 交付決定よりも前に設置工事をしてはいけないとありますが、設備の工事以外も、まったくしてはいけないのですか？
- Q. 6-10 「建築物や、それに付随する設備に関する届出手続きや、設置基準等に不備がある場合」とは、具体的にどんな場合ですか？
- Q. 6-11 市税の滞納は、どうやって調べるのですか？
- Q. 6-12 市税について、以前に支払いが遅れて督促が来たことがあるのですが、補助金の対象外になりますか？
- Q. 6-13 市税について、滞納があるのですが、納付誓約をして分割して納付しています。それでも補助金の対象外になりますか？
- Q. 6-14 「法令違反がある等、補助金を交付するのが適当でないと市長が認めた場合」とありますが、具体的にどんな場合ですか？
- Q. 6-15 令和5年(2023年)3月17日までに工事が終わって引き渡しを受けたのですが、実際に引っ越すのは令和5年(2023年)3月18日以降になってしまいました。この場合は、補助金の対象になりますか？
- Q. 6-16 海外メーカーの製品で、保証書や仕様書が外国語で表記されていますが、補助金の対象になりますか？

7 その他

- Q. 7-1 過去に、別の補助金制度で太陽光パネルの設置補助金を受けたことがあるのですが、今回は対象外になりますか？
- Q. 7-2 ゼロエネ住宅など、他の補助金も、同時に申請できますか？
- Q. 7-3 子供のために、子供の家に設備を設置してあげました。この場合も対象になりますか？
- Q. 7-4 質入れや担保に供してはいけないとありますが、ローンを組んだ場合は補助金の対象外になりますか？
- Q. 7-5 蓄電設備を一時的に貸してほしいと言われたのですが、補助金を返還しなければいけませんか？
- Q. 7-6 父親が設置した設備を譲ってもらったのですが、設置したのが申請と同年度であれば、設置費用は補助金の対象になりますか？
- Q. 7-7 父親が設置した設備を譲ってもらったのですが、譲られたのが申請と同年度であれば、私は補助金の対象になりますか？
- Q. 7-8 前に住んでいた人がすでに補助金を受けていましたが、特別な事情があって、同じ年度内に、私が取得して住むことになりました。この場合は私も補助金の対象になりますか？
- Q. 7-9 前に住んでいた人がすでに補助金を受けていましたが、私がその家を購入してリフォームし、新しい設備を設置した場合は、補助金の対象になりますか？
- Q. 7-10 申請しても、予算が足りなくなった場合は、補助金は交付されないのですか？

- Q. 7-11 補助金を現金で受け取ることはできますか？
- Q. 7-12 補助金を別人の口座に振り込んでもらうことはできますか？ また、振込日を指定することはできますか？
- Q. 7-13 補助金の交付証明書などをもらうことはできますか？
- Q. 7-14 住居の所有者である夫が、たまたま海外に出張していて申請手続きをすることができません。どうすればよいですか？
- Q. 7-15 現在住んでいる住居に設備を設置したいのですが、来年から海外出張することが決まっています。この場合も対象になりますか？
- Q. 7-16 実際に住んでいる住所と違う住所に住民登録があっても補助金の対象になりますか？
- Q. 7-17 電気や水道の契約をしていますが、住民登録の代わりにになりますか？
- Q. 7-18 住居の所有者は夫名義ですが、設置工事のローンは妻になっています。この場合は補助金の対象になりますか？
- Q. 7-19 外国人も、補助金の対象になりますか？

1 対象設備について

Q. 1-1 「住宅用」の蓄電設備とはどういうものですか？

A. 蓄電池と、充放電等のための機器が一体になったもので、住宅に設置するものをいいます。自動車などに搭載するものは対象外です。

Q. 1-2 一人で複数の設備を設置したときは、すべて補助金の対象になりますか？

A. 対象となる設備を、同一人物が同一住居に設置したのであれば、複数設置した場合もすべて対象になりますが、補助金の上限は変わりません。

Q. 1-3 建売住宅を購入した場合も、補助金の対象になりますか？

A. 補助金の対象となる設備が設置されていて、要件を満たしていれば、対象になります。

Q. 1-4 「対象設備の性能がわかる仕様書」とは、具体的にどんなものですか？

A. 製造元、製品名と、型式、規格、発電出力量、蓄電池容量、保証内容のわかる仕様書です。製品のカatalogや説明書、パンフレットなどでも、必要な事項が把握できればかまいません。

Q. 1-5 太陽光発電設備の保証の要件について、詳しく教えてください。

A. 「太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽光発電設備メーカーによって出荷後10年以上保証されており、かつ、保証開始日が申請日の前後一年以内であること。」となっています。保証期間が10年よりも短かったり、中古製品で保証開始から1年を過ぎてしまっている場合は対象外になります。海外製品などを設置する場合は特に注意してください。

Q. 1-6 蓄電設備の保証の要件について、詳しく教えてください。

A. 「メーカーによって使用期間、蓄電池容量、又はサイクル回数に応じた保証がなされており、かつ、保証開始日が申請日の前後一年以内であること。」となっています。一定の使用を経た後も、性能が維持されることが前提の保証となりますので、単なる動作不良時の交換のみなどの場合は、対象外になります。また、中古製品で保証開始から1年を過ぎてしまっている場合も対象外になります。なお、保証の期間は問いません。

Q. 1-7 太陽光発電の出力保証とはなんですか？

A. 一定の期間が経過した後も、発電能力がメーカーの基準値よりも低下しないことを保証するものです。メーカーによって計算式が違いますので、事前によく確認しておいてください。

Q. 1-8 メーカーではなく、販売店が保証することになっていますが、対象になりますか？

A. 製造したメーカーによる性能保証がない場合は、補助金の対象にはなりません。

Q. 1-9 中古品は補助金の対象になりますか？

A. 保証内容や保証開始日などが要件にあてはまっていれば、補助金の対象になります。

Q. 1-10 「一般に市販されているものに限る」とありますが、補助金の対象にならないのはどのような場合ですか？

A. 例えば、自作した設備や、注文生産の特注品は補助金の対象になりません。

Q. 1-11 「メーカー等によって設置後のメンテナンス体制が用意されていること」とありますが、具体的に教えてください。

A. メーカーや販売店などに、点検や修理を依頼できる体制があれば、要件にあてはまります。

Q. 1-12 知り合いに譲ってもらったものや、相続したものは補助金の対象になりますか？

A. なりません。

Q. 1-13 今まで設置していた古い設備を取り外して新しいものに交換したいのですが、補助金の対象になりますか？

A. 完全に新しい設備を両方設置するのであれば、補助金の対象になります。しかし、太陽光発電設備と蓄電設備のうち、どちらか片方だけを取り換えた場合は、補助金の対象になりません。

Q. 1-14 今まで設置していた設備が古くなったので、取り外して修理し、再設置しなおした場合は、補助金の対象になりますか？

A. 申請前から設置されていたものになりますので、再設置しても補助金の対象にはなりません。

Q. 1-15 設備が前から設置されていたモデルハウスを新古住宅として購入した場合は、補助金の対象になりますか？

A. 保証内容や保証開始日などが要件にあてはまっていれば、補助金の対象になります。ただし、その住居に居住する場合に限ります。

Q. 1-16 共同購入した設備は補助金の対象になりますか？

A. 共有者全員の承諾があれば補助金の対象になります。ただし、同一の住居で補助金を受けられるのは一度だけです。なお、共有者が法人名義の場合は補助金の対象外になります。

Q. 1-17 所有権留保契約のローンで購入した設備は、補助金の対象になりますか？

A. ローンの完済後に、所有権が申請者に移る場合は、補助金の対象になります。契約書に所有権の移転が明記されていないような場合は、実質的にはリース契約と同じになるので、補助金の対象にはなりません。

Q. 1-18 エネファームは補助金の対象になりますか？

A. なりません。エネファームは太陽光発電設備、蓄電設備のどちらにも含まれません。

2 住居について

Q. 2-1 「戸建専用住宅」とはどんなものですか？

A. いわゆる一戸建ての住宅で、工場や店舗などではないものをいいます。長屋、マンションなどの集合住宅、ひとつの建物に独立した居住空間が複数ある二世帯住宅などは、補助金の対象にはなりません。住居の構造、電気などの契約状況などから総合的に判断します。

Q. 2-2 集合住宅に住んでいるのですが、所有者は自分で、居住者は全員親族です。この場合は、集合住宅ではなく「戸建専用住宅」になりますか？

A. なりません。誰が住んでいるかや所有しているかではなく、建物の構造で判断します。

Q. 2-3 同一敷地内に複数の住居があるのですが、それぞれに設備を設置した場合、補助金の対象になりますか？

A. それぞれの住居が完全に独立しており、かつそれぞれの住居を居住者が所有している場合で、それぞれの居住者が自分の住居に設置して別々に申請した場合は、補助金の対象になります。

Q. 2-4 同じ住居に二世帯が住んでいる場合も、補助金の対象になりますか？

A. 集合住宅でなければ補助金の対象になります。ただし、必ず住居の所有者が設置して申請しなければ対象にはなりません。

Q. 2-5 同じ住居に二世帯が住んでいる場合で、それぞれの世帯が別に設備を設置した場合、両方とも補助金の対象になりますか？

A. 同一の住居で複数回補助を受けることはできません。どちらか片方のみになります。

Q. 2-6 借家に住んでいるのですが、家主からの許可を得て設備を設置した場合は、補助金の対象になりますか？

A. 所有者ではないのでなりません。居住していない家主が設置した場合も同じです。

Q. 2-7 住居の名義は父親になっているのですが、実際に住んでいて設備を設置するのは私です。この場合は、私が申請しても補助金の対象になりますか？

A. なりません。お父様が同居している場合は、お父様が設置して申請すれば、補助金の対象になります。

お父様が同居していない場合は、申請者が住居を取得しない限りは補助金の対象にはなりません。

Q. 2-8 住居の名義は父親になっているのですが、今後相続して私のものになる予定です。この場合は、私が申請しても補助金の対象になりますか？

A. 申請者が実際に住居を取得しない限りは、補助金の対象にはなりません。

Q. 2-9 住居の名義を家族とわけあっています。この場合は、誰の名前で申請したらよいですか？

A. 設置工事の領収書等の名宛人が申請してください。ただし、共有者全員の承諾が必要です。

Q. 2-10 土地の名義を家族とわけあっています。この場合はどうしたらよいですか？

A. 申請者以外の所有者の方に、承諾書を書いてもらえば補助金の対象になります。

Q. 2-11 今は住んでいないのですが、近い将来住むために設備付きの新居を新築しました。この場合は、対象になりますか？

A. 実際に居住していなければ補助金の対象になりません。

Q. 2-12 別荘として利用する住居に設備を設置したのですが、補助金の対象になりますか？

A. 別荘は補助金の対象にはなりません。ただし、設置後に転居してそこに継続して居住する場合は、補助金の対象になります。

Q. 2-13 土地の名義は先祖の名前になったままですが、すでに逝去していて、承諾書を書けません。所有権の移転にはお金も時間もかかるのですが、どうすればよいですか？

A. 実際に土地を所有する方に所有権登記を移転して、承諾書を書いてもらえば補助金の対象になります。所有権の移転に関する費用などは補助金の対象経費には含みません。また、申請年度内に全ての手続きが終わらなかった場合は、補助金の対象になりません。

Q. 2-14 どうして、土地は承諾があれば他人名義でも補助金の対象になるのに、住宅はならないのですか？

A. 土地については、太陽光パネルなどが十分な性能を発揮するために、他人の土地に越境する場合を想定しています。

住居については、借家の設備に対して補助金を交付することは、居住していない所有者の保有資産価値を増すことに対して補助をすることにつながってしまい、補助金の性質に馴染みません。また、実質的に、所有者が複数回の補助を受けることが可能になるため、対象外としています。集合住宅も同じです。

3 同時設置について

Q. 3-1 太陽光発電設備のみ設置した場合、太陽光発電設備の補助金だけ申請できますか？

A. 蓄電設備も同時設置しなければ補助金の対象にはなりません。

Q. 3-2 既に設置済の設備も補助金の対象になりますか？

A. 申請よりも前に設置された場合や、設置工事が始まっている場合は、補助金の対象にはなりません。ただし、設置済の建売住宅などで、これから購入する場合は、補助金の対象になります。

Q. 3-3 太陽光発電設備と、蓄電設備を別々に注文して設置しましたが、対象になりますか？

A. あわせてひとつの事業計画として申請があった場合は、補助金の対象になります。

Q. 3-4 太陽光発電設備は令和5年(2023年)3月17日までに設置しましたが、蓄電設備の入荷に時間がかかったため、蓄電設備の設置は令和5年(2023年)3月18日以降になってしまいました。この場合は、対象になりますか？

A. なりません。必ず、令和5年(2023年)3月17日までに事業が終了するよう、事前に施工業者や販売店に確認しておいてください。

Q. 3-5 どうして、両方の設備を設置しないと補助金の対象にならないのですか？

A. 今回の補助金事業の趣旨は、家庭におけるエネルギーの自立化を促進することにありますので、電力会社からの電気の購入が必須となる片方の設備のみの設置は、補助金の対象としていません。

家庭で発電した再生可能エネルギー（太陽光発電）を、自家消費するために、蓄電池と同時に設置した場合に、補助金を交付する制度となっています。

Q. 3-6 既に太陽光パネルを設置している住居に、パネルを増設した場合も対象になりますか？

A. 増設したパネル（モジュール）の発電量の合計が2kW以上であり、蓄電池を新たに同時設置した場合は対象になります。ただし、既に設置されたパネルとの合計発電量が10kWを超える場合や、設置する設備、接続方法、施工方法等によっては対象外になる場合がありますので、事前にご相談ください。また、電力受給契約の変更等の手続きを必ず行ってください。

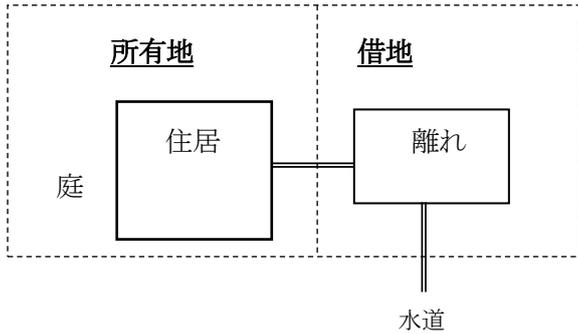
4 設置方法・工事について

Q. 4-1 太陽光パネルを屋根以外に設置しても、補助金の対象になりますか？

A. 自宅の敷地内の庭や倉庫の上などであれば、補助金の対象になります。ただし、設置面積の50%を超える部分が他人の土地に越境していたり、敷地内に別の独立した建物があって、そこに設置した場合は、補助金の対象になりません。(以下の図を参照)

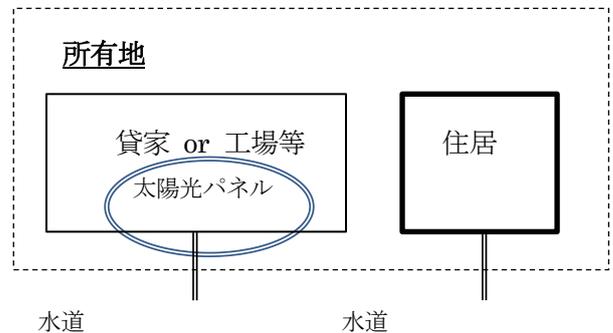
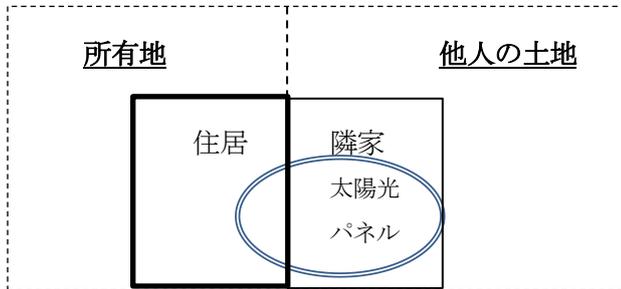
範囲内のどこに設置しても補助金の対象になります。

下記の場合、隣家の承諾があれば、補助金の対象になります。



下記の場合、隣家の承諾があっても、補助金の対象にはなりません。

下記の場合、補助金の対象にはなりません。



Q. 4-2 自宅の隣に駐車場があるのですが、駐車場のひさしに太陽光パネルを設置しても、補助金の対象になりますか？

A. 住居に付随する駐車場であれば、補助金の対象になりますが、貸駐車場の場合は、補助金の対象にはなりません。

Q. 4-3 「他人の土地に越境した場合は、承認を得なければいけない」とありますが、隣の家に親が住んでいて、その土地に一部越境しています。この場合も承認を得なければいけませんか？

A. 相手とあなたとの関係がどのようなものであっても、承認が必要です。

Q. 4-4 天候不順で工事が伸びてしまい、工事の完了が令和5年(2023年)3月18日以降になってしまったのですが、補助金は交付されますか？

A. 交付されません。翌年度の申請として取り扱うこともできません。必ず、令和5年(2023年)3月17日までに事業が終了するよう、事前に施工業者や販売店に確認しておいてください。

Q. 4-5 令和5年(2023年)3月17日までに工事が完了して住居の引き渡しを受けたのですが、完了検査に時間がかかり、終了報告を出すのが令和5年(2023年)3月18日以降になってしまったのですが、補助金は交付されますか？

A. 補助金は交付されません。必ず令和5年(2023年)3月17日までに終了報告を行ってください。

Q. 4-6 発電・充電した電気を売電する予定はないのですが、補助金の対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 4-7 蓄電設備を設置すると、ダブル発電になって売電価格が下がるといわれましたが、それでも補助金の対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 4-8 事業の開始前に申請とありますが、「事業の開始」とは具体的に何を指しますか？

A. 対象設備の設置のための現場作業の着手(第1号または第3号事業)又は既にたてられた対象設備付住居の購入契約の締結(第2号または第3号事業)が、事業の開始となります。第1号事業において、売買契約の締結や固定価格買取制度の新規認定申請をただけでは、事業の開始とはなりません。

Q. 4-9 令和5年(2023年)3月17日までに事業を終了とありますが、「事業の終了」とは具体的に何を指しますか？

A. 次の3つの要件を全て満たした時となります。

- ①対象設備の設置工事完了又は対象設備付き住居の引き渡しが完了したとき。
- ②対象設備及び対象設備付き住居についての、補助金の交付確定のために必要な届出、検査、設置基準等の適合確認のための手続きが完了したとき。
- ③対象設備の使用を開始したとき。

5 補助金の必要経費について

Q. 5-1 必要経費の中に、消費税は含まれますか？

A. 含まれます。

Q. 5-2 設備の付属品は、必要経費に含まれますか？

A. 蓄電設備のリモコン部など、本体とセットになって販売されているものであれば、付属品を含めた本体価格を必要経費にすべて含めます。

Q. 5-3 別売で購入した付属品は、必要経費に含まれますか？

A. 含まれません。

Q. 5-4 太陽光パネルを屋根に設置すると、耐震補強が必要になるといわれましたが、耐震補強費用も必要経費に含まれますか？

A. 含まれますが、詳細がわかる請求書や耐震診断書などの資料が必要になります。

Q. 5-5 当初の見積もりよりも、必要経費が多くなってしまった場合は、補助金の交付額は増えますか？

A. 事業計画変更承認申請を出して、承認されれば交付額が増えることはあります。ただし、上限（太陽光発電設備 4 万円、蓄電設備 12 万円）は変わりません。

Q. 5-6 一度設置した設備の場所を移し替えないといけないのですが、移設にかかる費用は必要経費に含まれますか？

A. 一度でも設置された後の移設や補修は、補助金の対象になりません。

Q. 5-7 長期保証特約を結ばないと、保証期間が足りなくて補助金を受けられません。この場合は、別途保証料などの費用も必要経費に含まれますか？

A. 追加の保証料は必要経費には含まれません。

Q. 5-8 ローンの金利や手数料は必要経費に含まれますか？

A. 含まれません。

Q. 5-9 領収書の発行手数料や印紙代は必要経費に含まれますか？

A. 含まれません。

Q. 5-10 購入費や工事費以外に、相続税などの設備の取得費用は必要経費に含まれますか？

A. 相続税などの税金、登記費用などの各種手数料、調査料、見積費用などの手数料等が考えられますが、基本的には全て必要経費には含まれません。

Q. 5-11 必要経費のわかる明細書がないのですが、どうすればいいですか？

A. 見積書、請求書、領収書等他の書類で詳細が明らかであれば、補助金は交付されます。

Q. 5-12 必要経費の支払い方法について、制限はありますか？

A. 補助対象経費の支払いについては、執行の公平性や透明性を担保する観点から、以下の方法によって支払われたものに限り、口座振替や銀行振込（ローンによる立替払いを含む）、ク

レジットカード払い、現金払い（現金交換決済終了後の小切手や為替証書、国債又は地方債で支払期日の到来したものを含む）、電子決済（PayPay、LINE Payに限る）に限り、企業のポイントによる支払いや商品券・プリペイドカード払い等は対象になりません。

6 申請手順・提出書類・審査について

Q. 6-1 平日忙しくて市役所に行けません。郵送などでも申請できますか？

A. 可能ですが、市に到達した日（閉庁日の場合はその翌日）を提出日とするため、原則、到達日の確認できる郵送の方法で提出してください。事業内容の詳細や、書類がすべて不備なく揃っているかを確認した上で受理します。

Q. 6-2 代理人が申請手続きをすることはできますか？ その場合は委任状などは必要ですか？

A. 代理人でも手続きは可能です。また、委任状は必要ありません。ただし、申請書は同意書を兼ねているため、必ず申請者本人が自筆し押印する必要があります。代筆が必要な場合などは、ご相談ください。

Q. 6-3 提出書類の「蓄電設備が太陽光発電設備と接続していることがわかる書類及び対象設備の設置状態を示す写真」はどのようなものを用意すればいいですか？

A. 太陽光発電設備と蓄電設備の配置や接続状況を示す回路図や配線図と呼ばれる書類です。工事をした業者に依頼しても書類の提出が難しい場合は、ご相談ください。写真は、設置後の設備の状態がわかるものを現像・印刷してください。

Q. 6-4 提出書類の「承諾書」とはどのようなものを用意すればいいですか？

A. サンプルがありますので、サンプルと同じ事項が全て記入され、承諾者の署名と押印があれば様式は問いません。ただし、必ず紙にボールペン等で記入してください。

Q. 6-5 提出書類の「事業計画書」はどのようなものを用意すればいいですか？

A. 申請書の中に、記入欄があります。

Q. 6-6 提出書類の「電力受給契約をしている場合は、その内容がわかる書類」はどのようなものを用意すればいいですか？

A. 電力会社と電力受給契約（売電契約）を結んだ後に送られてくる「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」や、それに代わる書類をご用意ください。

Q. 6-7 ローン契約をしていますが、私の名前で領収書が発行されませんか。どうすればよいですか？

A. ローンの契約書や、支払い証明書で代用できます。

Q. 6-8 現地確認するとありますが、家の中まで入って来て見られるのですか？

A. 外観だけでは必要な設備の設置・稼働状況の確認が出来ないため、おうちの中に入れていただくことになります。ご理解とご協力をお願いします。

Q. 6-9 交付決定よりも前に設置工事をしてはいけないとありますが、設備の工事以外も、まったくしてはいけないのですか？

A. 例えば解体工事や基礎工事など、設備と直接関係のない工事であれば、してもかまいません。

Q. 6-10 「建築物や、それに付随する設備に関する届出手続きや、設置基準等に不備がある場合」とは。具体的にどんな場合ですか？

A. 宇治市風致条例や宇治市景観計画で定められた申請や届出が済んでいなかったり、基準に違反していたりする場合です。また、それ以外にも、建築基準法などの他、水道や電気、ガスの配管、工事による騒音や振動、廃棄物の処理など、様々な規制や手続きに関して、無届であったり、違反がないように注意してください。

Q. 6-11 市税の滞納は、どうやって調べるのですか？

A. 申請時に市税に滞納のない証明の提出をお願いしていますので、そちらで確認させていただきます。転入の場合は、転入前の市区町村のものを提出してください。

Q. 6-12 市税について、以前に支払いが遅れて督促が来たことがあるのですが、補助金の対象外になりますか？

A. 申請時に滞納が残っていなければ、補助金の対象になります。

Q. 6-13 市税について、滞納があるのですが、納付誓約をして分割して納付しています。それでも補助金の対象外になりますか？

A. 分割納付していても滞納が残っていれば補助金の対象にはなりません。

Q. 6-14 「法令違反がある等、補助金を交付するのが適当でないと市長が認めた場合」とありますが、具体的にどんな場合ですか？

A. 例えば、暴力団員であったり、住居や建築物についての法令に違反している場合、Q. 6-10のような違反がある場合は、補助金を交付しないと決定することがあります。

Q. 6-15 令和5年(2023年)3月17日までに工事が終わって引き渡しを受けたのですが、実際に引越すのは令和5年(2023年)3月18日以降になってしまいました。この場合は、補助金の対象になりますか？

A. なりません。必ず、令和5年(2023年)3月17日までに事業を終了してください。

Q. 6-16 海外メーカーの製品で、保証書や仕様書が外国語で表記されていますが、補助金の対象になりますか？

A. 保証内容など、要件に適合するかどうか日本語で明確に確認できない場合は、補助金の対象にはなりません。

7 その他

Q. 7-1 過去に、別の補助金制度で太陽光パネルの設置補助金を受けたことがあるのですが、今回は対象外になりますか？

A. 過去に他の補助金制度を利用したことがあっても、今回の補助金の対象になります。

Q. 7-2 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）など、他の補助金も、同時に申請できますか？

A. 宇治市のゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金と併用が可能です。ただし、申請のタイミングが、宇治市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金は事前申請、宇治市ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金は国ZEH補助金の交付確定後の申請となりますので、ご注意ください。また、国など他の補助金等と同時に申請しても対象となります。ただし、他の補助金制度によっては、宇治市の補助金を利用した場合に、もう一方の補助金を利用できなくなる可能性があるため、他の補助金制度の運用者に、事前に確認しておいてください。

Q. 7-3 子供のために、子供の家に設備を設置してあげました。この場合も対象になりますか？

A. 他人に譲渡するために設置したものは補助金の対象になりません。子供さんが成人であれば、子供さん自身が、自分で所有し、自分で住む住居に設置して申請すれば、対象になります。

Q. 7-4 質入れや担保に供してはいけないとありますが、ローンを組んだ場合は補助金の対象外になりますか？

A. 設置や購入のためにローンを組んだ場合は、補助金の対象になります。ただし、所有権がない場合や、設置後に担保に入れて借金した場合は、補助金の対象になりません。

Q. 7-5 蓄電設備を一時的に貸してほしいと言われたのですが、補助金を返還しなければいけませんか？

A. 例えば、災害時に一時的に近隣の方に貸すなど、正当な理由があればかまいません。ただし、継続して貸し出したり、賃料を得ている場合は、補助金を返還していただきます。

Q. 7-6 父親が設置した設備を譲ってもらったのですが、設置したのが申請と同年度であれば、設置費用は補助金の対象になりますか？

A. 他人が設置した分の費用は補助金の対象にはなりません。

Q. 7-7 父親が設置した設備を譲ってもらったのですが、譲られたのが申請と同年度であれば、私は補助金の対象になりますか？

A. 譲渡されたものは、補助金の対象にはなりません。

Q. 7-8 前に住んでいた人がすでに補助金を受けていましたが、特別な事情があって、同じ年度内に、私が取得して住むことになりました。この場合は私も補助金の対象になりますか？

A. 一度補助金を交付した設備に、再度交付することはありません。

Q. 7-9 前に住んでいた人がすでに補助金を受けていましたが、私とその家を購入してリフォームし、新しい設備を設置した場合は、補助金の対象になりますか？

A. 一度補助金を交付した住居に、再度交付することはありません。

Q. 7-10 申請しても、予算が足りなくなった場合は、補助金は交付されないのですか？

A. 申請しても、交付決定をするまでは、予算は確保されません。また、予算が不足した場合は、補助金が満額交付されない場合があります。

Q. 7-11 補助金を現金で受け取ることはできますか？

A. できません。口座振込のみです。

Q. 7-12 補助金を別人の口座に振り込んでもらうことはできますか？ また、振込日を指定することはできますか？

A. 申請者の本人口座以外には振り込みできません。振込日の指定もできません。

Q. 7-13 補助金の交付証明書などをもらうことはできますか？

A. 交付証明書はありません。対外的な証明が必要な場合は、交付確定通知と、口座の入金記録などを代用してください。

Q. 7-14 住居の所有者である夫が、たまたま海外に出張していて申請手続きをすることができません。どうすればよいですか？

A. 同居の夫婦に限り、奥様（または旦那様）が代理人として申請者になることができます。ただし、一時的な出張ではなかったり、帰来先がご自宅でない場合は、補助金の対象にはなりません。また、夫婦でない場合は、代理として申請者になることはできません。

Q. 7-15 現在住んでいる住居に設備を設置したいのですが、来年から海外出張することが決まっています。この場合も対象になりますか？

A. 同居している家族が残って引き続きご使用される場合であれば、補助金の対象になる可能性があります。一人暮らしの場合や、現在住んでいる方全員が引っ越される場合などは、補助金の対象にはなりません。

Q. 7-16 実際に住んでいる住所と違う住所に住民登録があっても補助金の対象になりますか？

A. なりません。DV防止法による保護命令を受けているなどの特段の理由がない限り、住民登録のない場所に住んでいるとみなすことはできません。

Q. 7-17 電気や水道の契約をしていますが、住民登録の代わりにになりますか？

A. なりません。

Q. 7-18 住居の所有者は夫名義ですが、設置工事のローンは妻になっています。この場合は補助金の対象になりますか？

A. 同居の夫婦に限り、承諾書の提出をもって、補助金の対象になる場合があります。

Q. 7-19 外国人も、補助金の対象になりますか？

A. 最低限、10年は設備を維持管理し、使用していただくことを前提とした補助金制度です。このため、住民登録のある永住者の方であれば、補助金の対象になりますが、在留期間が短い場合などは、補助金の対象にならない場合があります。